

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引

《平成26年10月1日以後開始連結事業年度》

法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要がありますが、法人税申告書は、地方法人税法の公布に伴い、平成26年10月1日以後に開始する連結事業年度から地方法人税申告書と一つの様式としています。

このため、「適用額明細書」の「適用額」欄に記載する欄が変更となった別表がありますので、以下の別表につきましてはこの手引を参照し、「適用額明細書」の記載誤りがないようご注意ください。

〈様式が変更される別表様式〉

別表一の二(一)次葉	別表一の二(二)次葉	別表一の二(三)次葉
------------	------------	------------



平成26年12月

国 税 庁